

様式2

生産行程管理業務規程

令和4年2月16日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒501-3928）岐阜県関市西田原字大河原^{ギフケンセキシニシタワラアザオオカワラ441}441

名称（フリガナ）：飛騨牛銘柄推進協議会^{ヒダギユウメイガラスイシンキョウギカイ}

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 山内 清久

ウェブサイトのアドレス：<http://www.hidagyu-gifu.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第二類 生鮮肉類 区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：飛騨牛（ヒダギユウ）、Hidagyu、Hida Beef

4 明細書の変更

飛騨牛銘柄推進協議会（以下、「協議会」という。）は法第16条第1項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種、生産地、飼養期間及び生産者の確認

飼養期間の最も長い場所が岐阜県であり、飛騨牛銘柄推進協議会登録農家制度にて認定・登録された生産者（以下、「登録農家」という。）により14ヶ月以上肥育された黒毛和種の肉牛であるかの確認を次により確認する。

① 確認の時期

出荷の都度、確認する。

② 確認者

確認の業務は以下の協議会員で確認、又は協議会事務局が直接確認する。

- ・岐阜市食肉地方卸売市場：（株）岐阜県畜産公社
- ・飛騨ミート地方卸売市場：飛騨ミート農業協同組合連合会
- ・関肉牛市場：全国農業協同組合連合会岐阜県本部
- ・上記以外の市場・相対取引（自家割含）：飛騨牛銘柄推進協議会事務局

③ 確認の方法

確認者は、農業協同組合又は生産者から提出された出荷牛の子牛登記書等（（公社）全国和牛登録協会発行）及び肉牛生産履歴書、（独）家畜改良セン

ターの牛個体識別情報、飛騨牛銘柄推進協議会HP登録農家リストにより確認する。相対取引（自家割含）は上記書類の写にて確認する。

（2）肉質等級の確認

（公社）日本食肉格付協会が実施する牛枝肉格付により肉質等級5等級、4等級、3等級及び歩留等級A又はBと格付けされたものであることを確認する。

① 確認の時期

格付の都度、確認する。

② 確認者

確認の業務は以下の協議会員が確認または協議会事務局が直接確認する。

- ・岐阜市食肉地方卸売市場：（株）岐阜県畜産公社
- ・飛騨ミート地方卸売市場：飛騨ミート農業協同組合連合会
- ・関肉牛市場：全国農業協同組合連合会岐阜県本部
- ・上記以外の市場・相対取引（自家割含）：飛騨牛銘柄推進協議会事務局

③ 確認の方法

確認者は、（公社）日本食肉格付協会が発行した牛枝肉格付明細書により肉質等級及び歩留等級を確認する。

（3）認定

協議会は（1）（2）の情報を確認できた牛枝肉について、「飛騨牛」と認定する。「飛騨牛」と認定した場合には、飛騨牛表示ラベル（以下「表示ラベル」という。）を牛枝肉1頭につき2枚発行する。ラベルには、肉質等級、生産者住所、氏名、個体識別番号、認定日を明記する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、登録農家が資格要件のいずれか一を満たさなくなった場合及び登録農家が明細書に記された事項に違反した場合は、飛騨牛銘柄推進協議会登録農家制度要領に基づく審査会にて協議のうえ、登録農家の継続又は取り消し等の処分内容を決定するものとし、処分内容については当該登録農家に文書で通知する。

認定・登録を取り消された登録農家については、処分の日以後3年間再度の認定・登録申請を受け付けないものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

前記5（1）②及び（2）②に規定する者は、地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida beef」及び登録標章が、明細書に記載された生産方法の各基準をいずれも満たしている牛枝肉に対してのみ発行される表示ラベルに付されているかを確認し、表示ラベルのPDFデータを協議会事務局へ提出する。また以下の牛枝肉が無い

ことを確認するとともに、協議会幹事会、流通部会等において、登録標章の貼付ルールについて周知徹底を図る。

- (1) 品種、最長飼養地、飼養期間、登録農家及び牛枝肉の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」及び登録標章を表示がされている牛枝肉。
- (2) 地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」のみを表示している牛枝肉。
- (3) 登録標章のみを表示している牛枝肉。
- (4) 地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている牛枝肉。

8 地理的表示等の使用の指導

協議会事務局は、7の確認において、以下の場合を確認した時は、使用した者に対して警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は役員会にて処分内容を決定し、当該使用者に対して「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」及び登録標章の使用を一定期間禁止する。

- (1) 品種、最長飼養地、飼養期間、登録農家及び牛枝肉の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」及び登録標章の表示がされている場合。
- (2) 地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」のみを表示している場合。
- (3) 登録標章のみを表示している場合。
- (4) 地理的表示である「飛騨牛」、「Hidagyu」、「Hida Beef」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合。

9 実績報告書の作成等

協議会は4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3ヶ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、協議会が作成した確認実績集計表
- (3) 提出時における最新の明細表
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は前記9において提出して資料に加えて、以下の資料を確認業務先協議会員・協議会事務局に5年間保存するものとする。

- (1) 子牛登記書等（写）（（公社）全国和牛登録協会発行）
- (2) 肉牛生産履歴書
- (3) 牛枝肉格付明細表（写）
- (4) 表示ラベルのPDFデータ

11

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]